

日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホームやすらぎの郷

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社福岡県支部が運営する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、要介護者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、当該要介護者等の心身機能の維持を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、特別養護老人ホームやすらぎの郷と一体的に運営するものとし、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名 称 日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホームやすらぎの郷
- (2) 所在地 糟屋郡志免町大字吉原 6 0 0 番地

(従事職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (特別養護老人ホームの管理者が兼務)
管理者は、事業に従事する職員の管理、本事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1 名以上 (特別養護老人ホームの嘱託医師が兼務)
医師は、利用者に対する定期的な健康診断及び必要な医療行為を行う。
- (3) 生活相談員 2 名 (特別養護老人ホームの生活相談員が兼務)
生活相談員は、利用者の心身状況や置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族が抱える悩み事や心配事について、相談及び必要な援助等を行う。

- (4) 介護職員 36名以上 (特別養護老人ホームの介護職員が兼務)
介護職員は、利用者の心身状態に応じ、給食、入浴等の介護、その他の日常生活上の世話をを行う。
- (5) 看護職員 4名以上 (特別養護老人ホームの看護職員が兼務)
看護職員は、利用者の健康状態を確認するとともに、利用者又はその家族から健康に関する相談等があった場合は、必要な助言、指導等を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名 (看護師が兼務)
- (7) 栄養士 1名 (特別養護老人ホームの栄養士が兼務)
栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、利用者に提供する食事の献立を作成する。
- (8) 調理員 2名 (特別養護老人ホームの調理員が兼務)
調理員は、栄養士の献立に基づいて調理し、味付けや盛り合わせに留意し、適温給食に努める。
- (9) 事務員 4名以上 (特別養護老人ホームの事務員等が兼務)
職員は、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の1日当たりの利用定員は、20人とする。

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、前項に規定する利用定員を遵守し、当該利用定員を超える短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供は行わない。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資すよう、計画的に適切な介護技術を持って行うものとし、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 相談・援助等の生活相談、レクリエーション
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎

2 利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額と同額とする。【別表記載】

2 利用者は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用した場合は、前項に規定する利用料の1割を支払うものとする。ただし、要介護区分毎に定められた給付限度額を超えて、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用する場合は、当該限度額を超える利用に係る利用料については、その全額を支払うものとする。

3 利用者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用した場合は、第1項に規定する利用料の全額を支払うものとする。

4 利用者は、前3項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を支払うものとする。【別表記載】

- (1) 送迎費
- (2) 食費
- (3) 日常生活においても通常必要となる経費
- (4) 滞在費

5 前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(内容及び手続の説明)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事職員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅支援事業者への連絡、適当な他の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業者の紹介その他必要な措置を行うものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用申込みがあった場合は、当該利用申込者に対し被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第11条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

2 居宅介護支援が行われていない等の理由により、要介護認定等の更新の申請が円滑に行われないと認められる利用者については、当該更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第13条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額、その他の必要事項を記録するものとする。

(サービス提供証明書の交付)

第15条 提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスに該当しない場合で、利用者から当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第16条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、前項の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

(利用者の遵守事項)

第17条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (ア) 火気の取扱いに注意すること。
- (イ) 口論、とばく、暴力行為等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (ウ) 無断で備品の位置を変更しないこと。
- (エ) 施設、付属工作物、備品等を破損し、滅失し、又は汚損しないこと。
- (オ) 従事職員の調査に偽りの申立てをしないこと。
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めて指示すること。

(利用制限)

第18条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用を制限することができる。

- (1)他の利用者に著しい迷惑を及ぼし、又は著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2)他の利用者に感染するおそれのある感染症に感染する等、事業者の管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第19条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、施設、付属工作物、備品等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第20条 利用者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(緊急時等における対応)

第21条 管理者は、利用者の心身状態の急変、その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治の医師への連絡等必要な処置をとるものとする

(事故発生時の対応)

第22条 管理者は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当

該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第23条 管理者は、災害の発生に備えて消火設備及び警報設備等を整備し、随時消防機関と連絡を取り、避難、救出及び消火等に関する計画を作成するとともに、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年2回は実施する。

2 非常その他緊急の事態に備え、非常災害時及び新興感染症等流行時に執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練等を実施する。

(衛生管理等)

第24条 管理者は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるように努めるものとする。

(身体拘束の制限)

第25条 施設はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者行動を制限する行為を行わない。しかし、緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）3つの要件を満たした場合には、リスクマネジメント委員会にて検討を行い、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を家族に説明し、ご家族の同意が得られた場合のみ行う。また、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

(秘密の保持)

第26条 施設の職員及びその施設の職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないようにする。

2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

3 施設は、利用者に関する情報を第三者に提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第27条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他）

第28条 施設は社会的使命を十分認識し、研修等を通じ職員の資質の向上に努めるものとする。

- | | |
|----|------------------------|
| 附則 | この規程は、平成18年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規程は、平成21年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、平成25年7月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、平成27年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、平成29年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、平成30年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、令和元年10月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、令和3年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、令和5年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、令和6年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、令和6年8月1日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、令和7年4月1日から施行する。 |

別表

基本利用料金（1割負担）

介護区分	基本サービス費	
	多床室	個室
要介護1	833	833
要介護2	912	912
要介護3	995	995
要介護4	1,075	1,075
要介護5	1,154	1,154

基本利用料金（2割負担）

介護区分	基本サービス費	
	多床室	個室
要介護1	1,666	1,666
要介護2	1,824	1,824
要介護3	1,990	1,990
要介護4	2,150	2,150
要介護5	2,308	2,308

基本利用料金（3割負担）

介護区分	基本サービス費	
	多床室	個室
要介護1	2,499	2,499
要介護2	2,736	2,736
要介護3	2,985	2,985
要介護4	3,225	3,225
要介護5	3,462	3,462

上記の介護サービス費は認知症専門ケア加算（Ⅰ）3単位／日、看護体制加算（Ⅰ）4単位／日、看護体制加算（Ⅱ）8単位／日、夜勤職員配置加算（Ⅰ）13単位／日、サービス提供加算（Ⅰ）22位／日、機能訓練指導員加算12単位／日、個別機能訓練加算56

単位／実施回数／生産性向上推進加算Ⅱ 10単位／一月につきを含む。

※志免町は地域区分その他の為、介護報酬単位1単位当たりが10%となる。

以下の加算を算定する。

※介護職員等処遇改善加算

介護保険利用者負担額（月額）に14.0%上乗せした額。

以下の加算を算定する場合がある。

※療養食加算 1回につき8単位／回（1日3回が限度）

※送迎加算 184単位（片道）

介護予防基本利用料金（1割負担）

介護区分	基本サービス費	
	多床室	個室
要支援1	632	632
要支援2	757	757

介護予防基本利用料金（2割負担）

介護区分	基本サービス費	
	多床室	個室
要支援1	1,264	1,264
要支援2	1,514	1,514

介護予防基本利用料金（3割負担）

介護区分	基本サービス費	
	多床室	個室
要支援1	1,896	1,896
要支援2	2,271	2,271

上記の介護サービス費は、認知症専門ケア加算（Ⅰ）3単位／日、サービス提供加算（Ⅰ）22／、機能訓練指導員加算12単位／日、個別機能訓練加算56単位／実施回数／生産性向上推進加算Ⅱ 10単位／一月につきを含む。

※志免町は地域区分その他の為、介護報酬単位1単位当たりが10%となる。

以下の加算を算定する。

※介護職員等処遇改善加算

介護保険利用者負担額（月額）に14.0%上乗せした額。

以下の加算を算定する場合がある。

※療養食加算 1回につき8単位／回（1日3回が限度）

※送迎加算 184単位（片道）

減額により負担軽減された食費・居住費

利用者負担額	食費	居住費	
		多床室	個室
第1段階	300円	0円	380円
第2段階	390円	430円	480円
第3段階	①1,000円 ②1,300円	430円	880円
第4段階 上記以外の方	1,770円	915円	1,231円

食費の内訳

食費内訳	朝食	395円	昼食	680円	夕食	695円
------	----	------	----	------	----	------

通常の送迎の実施地域

志免町、宇美町、須恵町、粕屋町、篠栗町、大野城市、福岡市博多区
土日祝日、年末年始、日赤創立記念日（5／1）の送迎は休みとする。また、送迎時間は9:00～17:30とする。

その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費	
理美容代	カット代 1,000円～2,000円／回 顔そり代 500円／回 髪染め代 4,000円／回 パーマ代 4,000円／回	
利用者に負担させることが 適当と認められるもの	実費	